

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和4年3月22日午後1時35分から令和4年第3回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第3番委員	宮舘晃	第13番委員	及川宏和
第4番委員	田口敏	第14番委員	小嶋教三
第5番委員	高橋重貴	第15番委員	山路和弘
第6番委員	名和和弘	第16番委員	高橋新一
第7番委員	高橋正則	第17番委員	佐藤浩幸
第8番委員	松本隆	第18番委員	及川和芳
第9番委員	菊地重治	第19番委員	高橋旦志
第10番委員	有住寿哉	第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	鈴木敏郎
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
報告第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の内容変更について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地法の適用外証明願の審査について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	農地等の権利取得に必要な別段面積の設定について
議案第6号	令和4年度金ヶ崎町農作業労賃標準額の決定について
議案第7号	農業委員会事務局職員の人事について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和4年第3回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時35分

議 長 只今の出席委員は、20名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には2番高橋義隆委員、3番宮舘晃委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。

議 務 局 長 【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】

議 務 局 長 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 長 お諮りいたします。

職員の人事について町長から協議がありましたので、これを日程に追加し、議案第7号 農業委員会事務局職員の人事についてを追加日程第1として、ただちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、追加日程第1、議案第7号を最初の議題とすることに決定しました。ただちに議案の配布をいたします。

追加日程第1、議案第7号 農業委員会事務局職員の人事についてを議題とします。事務局長説明を求めます。

議 務 局 長 【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】

議 務 局 長 説明が終わりました。

お諮りいたします。休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、暫時休憩いたします。

——休憩——

議 長 休憩を解いて再開します。休憩前に引き続き会議を続けます。人事案件でございますので、質疑・討論を省略しただちに採決しま

す。

議案第7号 農業委員会事務局職員の人事について承諾することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議

長

挙手全員、よって、当案件は承諾することに決定しました。お諮りいたします。休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

異議なしと認め、暫時休憩いたします。

——休憩——

議

長

休憩を解いて再開します。休憩前に引き続き会議を続けます。日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事
議

務

局
長

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議

長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事
議

務

局
長

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議

長

日程第6、報告第3号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の内容変更についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事
議

務

局
長

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

質疑がないようですので、報告第3号を終わります。

議

長

日程第7、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事
議
第17番委員

務

局
長
員

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

17番 佐藤です。番号6番の案件について、町産業開発公社が来月1日から一年間、県有地を使用貸借するようですが、高橋由一の名前で契約するのは特段問題ないのでしょうか。

議
事

務

長
局

事務局、説明を求めます。

17番佐藤委員のご質問にお答えいたします。6番の案件につきまして、借受人が金ヶ崎町長高橋由一となっておりますが、当案件は議案締め切り日までに申請のあった書類で提出させていただいておりま

す。契約はもちろん新町長と行われるものです。

議 長 17 番佐藤委員、よろしいですか。

第 1 7 番 委員 はい。

議 長 7 番 委員 ほか、質疑ございませんか。

7 番 高橋です。番号 5 番の案件について、県有地を種苗増殖生産用地のために岩手県農産物改良種苗センターが借りるということですが、何の種苗でしょうか。

議 長 事務局、説明を求めます。

事務局 7 番高橋委員のご質問にお答えいたします。当方で詳細な確認は取れておりませんが、毎年、一年更新で申請されている案件でございます。何の種苗かについては、こちらで確認をとり、改めて回答させていただきます。

議 長 7 番 委員 7 番高橋委員、よろしいですか。

第 7 番 委員 はい。

議 長 ほか、質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議 長 日程第 8、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

議 長 事務局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

事務局 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

第 1 0 番 委員 番号 1 番及び 2 番の案件について、10 番有住寿哉委員より報告願います。

10 番 有住です。番号 1 番及び 2 番の案件について、現地調査の報告をいたします。3 月 15 日午前に、街地区の高橋重貴委員、田口敏委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

借受人である■■■■さん、■■■■さんが共有持分の自己住宅を建築するため、農地所有者の■■■■さんから、畑を借受け、転用しようとするものです。

また、それに伴う工事の作業用通路として、農地所有者の■■■■さんから畑を借受け一時転用するものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを確認しております。

現地は、西側と東側が農地と隣接しておりますが、十分な転圧を行い土砂の流出を防ぐ計画であり、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

また、作業用通路に係る申請地は、城内諏訪小路重要伝統的建造物群保存地区内に位置しておりますが、担当課との事前協議を行っていることを確認しております。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第9、議案第3号 農地法の適用外証明願の審査についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局 局長

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号1番の案件について、8番松本隆委員より報告願います。

第8番委員

8番 松本です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。3月15日午後に、永岡地区の小野まり子委員、小嶋教三委員、高橋新一委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

申請地は、XXXXXXXXXXさん所有の畑ですが、現況は農機具格納庫及び宅内通路となっております。

今回の申請に至った経緯ですが、先代が昭和55年に宅内通路としてアスファルト舗装を行ったほか、昭和59年に農機具格納庫1棟を建築し、現在に至るとのことで、農地の認識がなかったとのことです。今回、居宅のリフォームを行うにあたり調査を行ったところ、農地を農機具格納庫及び通路に使用されていることが判明し、農地法適用外証明願の手続きが出されました。

現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり農機具格納庫の敷地及び通路として使用されている状況で、農地に復元することは困難であると認められます。

なお、申請人からは、今回の申請に至った経緯と、今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。

以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。

以上で現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号 農地法の適用外証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は証明することに決定しました。

議 長 日程第10、議案第4号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

ここで、利用権設定番号1番の案件について、18番及川和芳委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

——第18番委員 退席——

議 長 これより利用権設定番号1番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。利用権設定番号1番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。

18番及川和芳委員の入席を許します。

——第18番委員 入席——

議 長 18番及川和芳委員の案件については、原案のとおり決定しました。

議 長 続いて、利用権設定番号12番及び13番の案件について、10番有住寿哉委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

——第10番委員 退席——

議 長 これより利用権設定番号12番及び13番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。利用権設定番号12番及び13番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。

10番有住寿哉委員の入席を許します。

——第10番委員 入席——

議 長 10番有住寿哉委員の案件については、原案のとおり決定しました。

議 長 続いて、利用権設定番号14番から16番の案件について、8番松本隆委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますの

- で退席を命じます。
- 第 8 番委員 退席——
- 議 長 これより利用権設定番号 14 番から 16 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。利用権設定番号 14 番から 16 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ——全員挙手——
- 議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。8 番松本隆委員の入席を許します。
- 議 長 ——第 8 番委員 入席——
- 議 長 8 番松本隆委員の案件については、原案のとおり決定しました。
- 議 長 続いて、利用権設定番号 17 番及び 82 番から 85 番の案件について、19 番高橋旦志委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
- 議 長 ——第 19 番委員 退席——
- 議 長 これより利用権設定番号 17 番及び 82 番から 85 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。利用権設定番号 17 番及び 82 番から 85 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ——全員挙手——
- 議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。19 番高橋旦志委員の入席を許します。
- 議 長 ——第 19 番委員 入席——
- 議 長 19 番高橋旦志委員の案件については、原案のとおり決定しました。
- 議 長 それでは、議案第 4 号の所有権移転番号 1 番から 6 番、利用権設定番号 2 番から 11 番及び 18 番から 81 番、86 番から 174 番、並びに計画公告撤回番号 1 番から 7 番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。議案第 4 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第 11、議案第 5 号 農地等の権利取得に必要な別段面積の設定

事務局 局長 についてを議題とします。事務局説明を求めます。
 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第5号 農地等の権利取得に必要な別段面積の設定について、
 原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——
 議長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
 事務局 局長 日程第12、議案第6号 令和4年度金ケ崎町農作業労賃標準額の決定
 についてを議題とします。事務局説明を求めます。
 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第6号 令和4年度金ケ崎町農作業労賃標準額の決定について、
 原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——
 議長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
 議長 局長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。
 令和4年第3回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時45分